

平成22年1月10日

鳥取県立県民文化会館

0857-21-8700 (代表)

0857-21-8704 (舞台技術室 直通)

## 舞台利用についての注意事項

- 1 裸火（煙草、線香、ローソク、マッチ、ライター、クラッカー等）又は煙（スモークマシン等）などの火気を使用したり、火災予防上危険な物品を持込まれる場合は、ご利用日の一週間前までに鳥取消防署へ「喫煙等承認申請書」をご提出ください（鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則第3条に規定）。

①	「喫煙等承認申請書」 2部（鳥取消防署用、県民文化会館用） ※申請者の控えが必要な場合は、1部追加してください。
②	使用の状態を記入した舞台平面図（使用位置、消火設備位置を記入）
③	・スモークマシン等の使用物の概要説明書 ・発煙剤の成分表等
④	消火設備の種類、名称、数量を記入した消火設備説明書
⑤	催し物のスケジュール表（火気等の使用時間を記入：準備作業、リハール等で使用する時間を含む）

- 2 消防非難誘導設備（非常口、避難誘導灯、消火栓など）の周辺へものを置くことは禁止です。
- 3 舞台大道具類は防災処理加工済のものを使用してください。
- 4 県民文化会館は全館禁煙です。
- 5 舞台上でのガムテープ、両面テープの貼り付けは禁止です。（ビニールテープ又は養生テープは使用可能です。）
- 6 客席内でのテープ類の貼り付けは禁止です。（ケーブル養生マットを舞台下手に常備しています。）
- 7 2寸以上の釘打ちは禁止です。（舞台のかまち部分への釘打ちは禁止です。）
- 8 音響反射板、ポータルパネルへの道具の立て掛けは禁止です。
- 9 「すのこ」で作業を行う場合は、必ず職員に申し出てください。
- 10 出演者を吊ったバトン等の昇降は原則としてできません。
- 11 イントレ等を設置する場合は、必ず舞台面に対して養生を施し、転倒防止対策を講じてください。
- 12 搬入口のシャッターは、必要な時だけ開けますので職員に申し出てください。
- 13 楽屋通路において、2キロワットを超える電気器具を使用する場合は職員に申し出てください。
- 14 ごみ、廃材等は主催者で持ち帰ってください。
- 15 舞台備品の使用は必ず職員に申し出て使用し、公演終了後は定位置に返却してください。
- 16 施設、備品などを破損、紛失した場合は、すみやかに職員に報告し、指示にしたがってください。
- 17 スピーカーをスタックする場合は、ラッシングベルト等による転倒、落下防止対策をお願いします。
- 18 その他（舞台での作業時は以下の事項は厳守してください）
  - ・ 作業中は十分な安全管理を行い、特にアルバイトの方へは安全指導を徹底して行ってください。
  - ・ 高所作業を行う場合は、十分な安全対策を行ってください。（ヘルメット、安全ベルトは舞台下手に数セット常備しています。）
  - ・ ブリッジ上では必ず安全ベルトを落下防止用ワイヤーに掛けて作業してください。
  - ・ 高所に機材を設置、吊込みする際には十分な落下防止対策を行ってください。
  - ・ ローリングタワー、高所作業台に乗ったままの移動は禁止します。